

【協議事項】

No.9 本会議での資料配付について	提出会派
	ハートフル北九州

【提案趣旨】

これまでは言語において説明できない案件についてのみ資料の配付が可能となっているが、言葉で説明できないというだけでなく、より議場内の議員や執行部に対して分かりやすく説明できるようにするために、議場内の資料配付についての基準を緩和し、質問を行う議員が求めれば言語で説明できないに関わらず資料の配付を可能にしてはどうか。

【関係規定】

先例 155

議員が、言語を補完するため、議長の許可を得て議場へ配付した資料は、会議録に記載しない。

先例 248

議場での資料配付は、言葉のみで表現することが困難で、かつ議場在席者が十分理解し難いと認められる場合、写真、地図、図表等に限り、言語を補完する必要最小限のものとして許可する。

【協議事項】

No.10 常任委員会における飲料水の持ち込みについて	提出会派
	ハートフル北九州

【提案趣旨】

現在、予算・決算特別委員会においては飲料水の持ち込みが可能だが、常任委員会においてはそれが認められていない。常任委員会においても長時間審議を行う委員会もあり、水分を補給したい場合もある。ついては、常任委員会においても飲料水の持ち込みを可能にしてはどうか。

【参考】

平成28年度決算特別委員会役職予定者会議での決定事項

分科会への飲料水の持ち込みについて、以下の条件で許可する。

持ち込みの条件

- ①お茶又は水に限る。
- ②空いたボトルの後片付けは各委員が行う。
- ③執行部にも持ち込みを認める。
- ④当該委員会の審査期間中に限る。